

令和7年度 指名停止等一覧公表

※組合が準用する新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行った入札参加有資格者は、下表のとおりです。

業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間等	指名停止等の理由
新明和工業㈱	兵庫県宝塚市	令和7年8月20日から令和8年1月19日まで	独占禁止法違反行為（要綱別表第2、4号該当）

当該指名停止等の措置について、指名停止等の措置を受けたことに対して不服がある場合は、苦情の申立てを行うことができます。
苦情の申立てを行う場合は、当該指名停止等の業者を公表した日の翌日から起算して5日（新発田地域広域事務組合の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条に規定する休日を除く。）以内に、申立て者の氏名及び住所、申立ての対象となる件名、不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載の上、行ってください。